

地域日本語教育推進事業について

1 地域日本語教育推進事業とは

地域日本語教育とは、日本に住む人が日常生活(買い物、交通機関を使った移動、役所での手続き等)を営む上で必要な日本語を学ぶことです。地域日本語教育は、日本語が主たるコミュニケーション手段となっている日本において、だれもが安心して暮らせる社会を実現する上で、必要な要素のひとつであります。

令和元年(2019 年)6月28日に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」においても、日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講じ、地域における日本語教育の機会の拡充を図るとされています。

第十六条 地域における日本語教育

国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室(専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。)の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 八王子市における地域日本語教育推進事業の実施状況について

(1) 市主催の日本語教室の実施(学習支援課)

初級の日本語を学びたい外国人の方向けに、日本語教室を開催しています。木曜日コース及び金曜日コースは生涯学習センターにて実施、日曜日コースは生涯学習センター南大沢分館にて実施しています。受講料は無料(テキスト代のみ負担)です。

令和5年度受講者数:153 人

(2) ボランティア団体による日本語教室の実施

市内7つのボランティア団体によって日本語教室を実施されており、主催の初級講座からのステップアップを目指す方に向けた講座となっています。なお、市では日本語ボランティアを養成するための講座を委託事業として実施しています。

(3) 日本語学級の設置(学務課)

日本語の習得が充分ではない外国籍の子どもたちや、帰国児童生徒のために、日本語の指導をする学級として市内3つの小中学校(由井第一小学校、南大沢小学校及び打越中学校)にて日本語学級を設置しています。

令和6年(2024 年)5月1日時点在籍者数:90 人

(4) やさしい日本語の普及・啓発

地域社会における共通言語としての「やさしい日本語」の活用促進を図ることを目的とし、研修・講座を企画しています。市職員向けの研修や市民向けの研修を行うほか、小中学校の出前講座等の機会を活用して周知・啓発を行っています。

令和5年度受講者数:195 人

3 課題

- (1) 外国人の増加が続き、需要が増えると思込まれる中での体制確保(担い手確保)
- (2) 日本語教室の実施場所に地域的偏りがある。
- (3) 専門性が高い分野に関する日本語教室のニーズが増える可能性がある。
- (4) 市民への「やさしい日本語」の周知が不十分と考えられる。